

「航空法第 111 条の 4 に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告要領細則」
の一部改正に関する意見募集について

令和 8 年 7 月 3 1 日

＜問い合わせ先＞

航空局安全部航空安全推進室

（内線 50122）

TEL：03-5253-8111（代表）

国土交通省では、別添概要のとおり通達を改正することを予定しています。
このため、広く国民の皆様から、本件についてのご意見を募集いたします。
お寄せ頂いたご意見につきましては、担当課において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考資料とさせていただきます。ご意見の受付は以下の要領で行いますので、よろしくお願いいたします。

記

○意見募集対象

「航空法第 111 条の 4 に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告要領細則」
の一部改正について（別添）

○意見送付要領

別紙の意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-atsu-public@gxb.mlit.go.jp

国土交通省航空局安全部航空安全推進室 あて

②郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省航空局安全部航空安全推進室 あて

③FAXの場合

FAX 番号 03-5253-1661

国土交通省航空局安全部航空安全推進室 あて

○意見募集期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月31日（月）まで（必着）

○注意事項

- ※ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりませんので、あらかじめその旨ご了承ください。
- ※ 頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

(別紙)

《意見提出様式》

氏 名	
住 所	
所 属	(団体名) (部署名)
電話番号	
メールアドレス	
ご 意 見	(ご意見)
	(理由)